

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、内航物流における取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。働き方改革を進めるとともに災害時等の事業継続を図るため、BCP（事業継続計画）策定の助言等、円滑な内航物流の遂行等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 輸送責任を果たすべく、安全・安定輸送の確保に積極的に取り組む
- b. 働き方改革を踏まえ、関係者と連携し適正な労務管理等を推進する
- c. 輸送秩序を守り、コンプライアンスの維持を図る

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。〔下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場の違いに優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。〕※〔 〕内は必要に応じて追記可能

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- きめ細やかなオペレーションで、お客様のニーズに的確に応え、サプライチェーンマネジメント最適化に貢献します。
- 海上輸送・港湾荷役作業・倉庫業・集荷配送作業をはじめ、栗林商船を中心とした総合的な物流サービスを提供します。

2020年10月27日

栗林商船株式会社

代表取締役社長 栗林 宏吉